

平成 16 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回臨時会会議録

平成16年厚木愛甲環境施設組合議会第1回臨時会

平成16年6月28日(月)午前10時00分開会

出席議員 12人

1番	森	屋	騏	義
2番	久	崎	教	生
3番	関	戸	順	一
4番	齋	藤	仁	礼
5番	沼	田	幸	一
6番	竹	松	俊	雄
7番	前	田	多	賀子
8番	井	上	博	明
10番	中	山	民	子
11番	水	越	恵	一
12番	川	瀬	正	行
13番	大	矢	篤	治

欠席議員 1人

9番	林	茂
----	---	---

説明のための出席者

管 副 副 収 事 事	管 管 管 務 務	理 理 理 入 局 局	者 者 者 役 長 長	山 山 山 花 加 小	口 田 口 上 上 藤 澤	巖 登 静 隆 秀 正	美 夫 雄 勇 志 夫 已
----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	---------------------------------

事務局出席者

書 書	記 記	金 三	子 武	孝	忠 尚
--------	--------	--------	--------	---	--------

議 事 日 程

仮議席の指定

- 1 議長の選挙
- 2 副議長の選挙
- 3 議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会会議規則について
- 4 議席の指定
- 5 会期の決定
- 6 議員提出議案第2号 管理者の専決事項の指定について
- 7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（厚木愛甲環境施設組合条例等の公布に関する条例）
- 8 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（厚木愛甲環境施設組合の休日を定める条例）
- 9 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（厚木愛甲環境施設組合事務局設置条例）
- 10 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（厚木愛甲環境施設組合職員定数条例）
- 11 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
- 12 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（厚木愛甲環境施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 13 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（厚木愛甲環境施設組合常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例）
- 14 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（厚木愛甲環境施設組合職員の旅費に関する条例）
- 15 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（厚木愛甲環境施設組合臨時的任用職員の給与に関する条例）
- 16 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（厚木愛甲環境施設組合の指定金融機関を定めることについて）
- 17 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度厚木愛甲環境施設組合暫定予算）
- 18 議案第12号 厚木愛甲環境施設組合議会の定例会の回数に関する条例について
- 19 議案第13号 厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例について
- 20 議案第14号 厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について
- 21 議案第15号 厚木愛甲環境施設組合実費弁償条例について
- 22 議案第16号 厚木愛甲環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について
- 23 議案第17号 厚木愛甲環境施設組合行政手続条例について
- 24 議案第18号 厚木愛甲環境施設組合情報公開条例について
- 25 議案第19号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例について

- 26 議案第20号 厚木愛甲環境施設組合監査委員条例について
 - 27 議案第21号 厚木愛甲環境施設組合財政事情の作成及び公表に関する条例について
 - 28 議案第22号 平成16年度厚木愛甲環境施設組合予算
 - 29 議案第23号 監査委員の選任について
 - 30 議案第24号 監査委員の選任について
-
-

本日の付議事件

- 1
 - ゝ 議事日程に同じ
 - 30
-
-

加藤秀夫事務局長 皆様おはようございます。事務局長の加藤です。

本組合設置後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、水越恵一議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。水越議員、臨時議長席の方へお願いします。

(年長議員 水越恵一議員、議長席に着く)

水越恵一臨時議長 おはようございます。ただいまご紹介を受けました水越恵一でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12人で定足数に達しております。林茂議員から欠席の届け出がありました。

ただいまから平成16年厚木愛甲環境施設組合議会第1回臨時会を開会いたします。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

この際、管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。管理者。

山口巖雄管理者 皆さん、おはようございます。管理者の厚木市長の山口でございます。

組合議員の皆様におかれましては、ごみ処理広域化の今日に至るまで、多大なるご理解、ご協力を賜り、この席をおかりしまして厚くお礼申し上げます。また、今後、この施設建設に向け慎重なご審議をお願いするわけでございますが、議員の皆さん方の顔ぶれを見ますとまことに心強く感じる限りでございます。

平成10年3月に神奈川県が策定した神奈川県ごみ処理広域化計画において厚木愛甲ブロックとして位置づけされた厚木市、愛川町及び清川村は、将来都市像を、厚木市は「私もつくる 心輝く躍動のまち あつぎ」、愛川町は「ひかり・みどり・ゆとり・ふるさと愛川」、清川村は「水と緑の心の源流郷」と定

めており、3市町村の総面積は199.41平方キロメートルで、約200に近いのではなかろうか、そんなふうに思います。6月1日現在の人口は、厚木市が22万1968人、愛川町が4万2843人、清川村が3214人で、3市町村の総人口は26万8025人となっております。

地理的、歴史的にも結びつきが強いこの3市町村は、この県の計画が策定される以前からごみ処理施設の更新や最終処分場の確保といった課題について研究を進めており、県下で9つのブロックに分割された中、トップランナーとして本組合を設置した責任の重みを、愛川町長であります山田副管理者、清川村長であります山口副管理者ともども感じておるところでございます。

21世紀は環境の時代とも言われておりますが、大量生産、大量消費に伴うごみ量の増加は全国の自治体においても深刻な行政課題の1つとなっておりますが、本組合におきましては、各市町村のごみの減量化及び資源化の施策を重要視し、資源循環型社会の一翼を担い、環境に配慮した適正な中間処理施設、最終処分場の整備を目指すことを広域化の将来像として、ブロック内の緑多い豊かな自然環境を次世代に引き継げるよう、採用技術の動向を見据えた上で、厚木市に中間処理施設、清川村に最終処分場を整備し、平成24年度の共同処理開始を目指すとともに、組合事業の透明性を確保し、住民から安心の得られる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、さらなる組合議員さんのご理解、ご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

水越恵一臨時議長 日程1「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法

は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については臨時議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって臨時議長が指名することに決定いたしました。

本組合議会議長に久崎教生議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名しました久崎教生議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました久崎教生議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された久崎教生議員が議場におられますので告知いたします。

それでは、新議長からごあいさつがあります。

久崎教生新議長 　ただいま議員の皆様方のご推挙によりまして厚木愛甲環境施設組合議会議長の要職につくことになりましたことは、まことに身に余る光栄であります。ごみ処理の広域化につきましては、今後の用地取得、施設建設等難しい課題を抱えております。責任の重さを痛感しておりますが、ここに皆様のご推挙を受けました上は、厚木愛甲環境施設組合の発展のため誠心誠意努力いたす覚悟でございます。どうぞ議員の皆様方を初め理事者各位、事務局の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

水越恵一臨時議長 　以上で私の臨時議長としての務めが終わりましたので、議長と交代いたします。よろしく願いいたします。

(久崎議長、議長席に着く)

久崎教生議長 　日程2「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により

指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

本組合議会副議長に林茂議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました林茂議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました林茂議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された林茂議員は本日欠席されておりますので、この際、電話連絡により就任の意思確認をとりますので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時09分 　休憩

午前10時14分 　開議

久崎教生議長 　再開いたします。

副議長に当選された林茂議員に電話連絡により就任の意思確認をしたところ、ご承諾いただきましたので、本組合議会副議長は林茂議員に決定いたしました。

久崎教生議長 　本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

久崎教生議長 　日程3「議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会会議規則について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森屋駿義議員。

森屋駿義議員 　ただいま議題となりました

議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合
議会会議規則につきまして提案理由をご説明
申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第120条
の規定により本議会の会議規則を制定するも
のでございます。

よろしくご賛同いただきますようお願いを
申し上げます。

以上です。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別
になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論
を終結いたします。

採決いたします。日程3「議員提出議案第
1号 厚木愛甲環境施設組合議会会議規則に
ついて」は原案のとおり決することに賛成の
議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は原案のとおり可決
されました。

久崎教生議長 日程4「議席の指定」を行
います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によ
り、議長において指定いたします。議席番号
と氏名を書記に朗読させます。

金子 忠書記 朗読いたします。

- 1番 森屋騏義議員
- 2番 久崎教生議員
- 3番 関戸順一議員
- 4番 齋藤仁礼議員
- 5番 沼田幸一議員
- 6番 竹松俊雄議員
- 7番 前田多賀子議員
- 8番 井上博明議員
- 9番 林 茂議員
- 10番 中山民子議員
- 11番 水越恵一議員
- 12番 川瀬正行議員
- 13番 大矢篤治議員

以上であります。氏名標をお立て願いま
す。

久崎教生議長 ただいま朗読いたしました

とおり議席を指定いたします。

久崎教生議長 ここで、会議規則第71条の
規定によって、本臨時会の会議録署名議員を
議長から指名いたします。森屋騏義議員、関
戸順一議員にお願いいたします。

久崎教生議長 日程5「会期の決定」を議
題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本
日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会の
会期は、本日1日と決定いたしました。

久崎教生議長 日程6「議員提出議案第2
号 管理者の専決事項の指定について」を議
題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 開議

久崎教生議長 再開いたします。関戸順一
議員。

3番 関戸順一議員 ただいま議題となり
ました議員提出議案第2号 管理者の専決事
項の指定につきまして提案理由をご説明申し
上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条
第1項の規定に基づき、管理者が専決処分す
ることができる事項を指定するものでござい
ます。

よろしくご賛同いただきますようお願い申
し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別
になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論
を終結いたします。

採決いたします。日程6「議員提出議案第
2号 管理者の専決事項の指定について」は
原案のとおり決することに賛成の議員の起立
を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

久崎教生議長 日程7「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」から日程15「議案第9号 専決処分の承認を求めることについて」までの9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第1号から議案第9号までの専決処分の承認を求めることにつきましての9件を一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号につきましては、厚木愛甲環境施設組合の設置に伴い、地方自治法第16条の規定に基づき、条例等の公布に関する条例を制定する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月1日に専決処分をいたしたものでございます。

議案第2号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第4条の2の規定に基づき、休日定める条例を制定する必要が生じましたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第3号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、事務局設置条例を制定する必要が生じましたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第4号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第172条第3項の規定に基づき、職員定数条例を制定する必要が生じましたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第5号につきましては、同組合の設置に伴い、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を制定する必要が生じましたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第6号につきましては、同組合の設置に伴い、地方公務員法第35条の規定に基づ

き、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第7号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第8号につきましては、同組合の設置に伴い、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の旅費に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第9号につきましては、同組合の設置に伴い、地方公務員法第24条第6項及び地方自治法第204条第3項の規定に基づき、臨時的任用職員の給与に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

以上9件につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 一括質疑に入りますけれども、質問の際は議案の番号をお示しください。関戸順一議員。

3番 関戸順一議員 幾つかお聞きしたいんですが、最初に議案第5号のうち施行規則第4条に休憩及び休息の規定がございますけれども、これは正午から午後1時までの60分というふうになっていますが、ご案内のとおり、労働基準法では6時間を超えたら45分以上というふうになっていきますので、これは労働基準法の決めよりもさらに手厚く休憩休息が割り当てられているんですけれども、別途、休憩は今申し上げた45分ですけれども、労基法上、休息というのは4時間に15分ごととることになっておるんですけれども、ここで1時間というふうにしたのは、午前中ないしは午後の休憩時間15分を足して1時間にしたということですか。

加藤秀夫事務局長 はい、そのとおりでござ

ざいます。

3番 関戸順一議員 そうしますと、午前中の休息15分、あるいは午後の休息15分がなくなるという理解ですけれども、それでよろしいですか。

加藤秀夫事務局長 はい、そのとおりでございます。

3番 関戸順一議員 じゃ、最後にしておきますが、となると厳密にはこういうことになろうかと思うんですが、休憩45分と15分の休息で、お昼の休憩と言っているか休息と言っているか、時間が決まっていますけれども、休憩というのは職場を離脱してもいいわけですけれども、休息というのは、仕事の手を休めてもいいけれども、職場を離脱してはいけないというのが定義なんです、となると、現行、厚木市役所内でも職員の皆さんは12時にはお昼に行って、1時ごろには席へ戻られているようなんですけれども、厳密に言うと、12時15分から出たら1時でもいいけれども、12時に出たら12時45分には席へ戻っていないんじゃないという理解ですね。

加藤秀夫事務局長 はい、厳密に言えばそのとおりだと思います。

久崎教生議長 森屋議員。

1番 森屋駿義議員 議案第9号について確認だけしておきます。

この規定は当然必要な規定ですから、そのことについては結構なんです、想定される状況というのは、これからいろんな事務事業進展に伴って出てくると思うんですけれども、人間的な問題とか、その辺の想定はされているのかどうか1点。

それから、給与の支給については管理者が別に定めるといふようになっていきますから、恐らく現行それぞれの自治体の規定を準用されるのかなと思っているんですが、ちなみにそこについてはどのくらいを想定されているのか。その2点だけお願いします。

加藤秀夫事務局長 職員の派遣につきましては覚書で締結をしております、平成17年度から23年度までの人数が決まっております。ピーク時が平成19年の13人になっており

ますので、定数条例のところ13人以内ということになってございます。

それと臨時的任用職員の給与でございますが、厚木市に準じて決めています。

以上です。

久崎教生議長 関戸議員。

3番 関戸順一議員 それでは、2つ目にお聞きします。議案第8号の11条に日当の規定がございます。これは実は事務局には非公式にも過日お尋ねしたところでもありますけれども、この日当の規定でありますけれども、事務局が厚木市内に置かれるために、この組合に従事する職員の皆さん方が清川村とか愛川町へ出ていっても日当が支払われるという規定なわけですね。このことは例えば、いろんなことが考えられますが、愛川町から派遣されてくる組合職員の方が愛川町にお住まいになっていたとして、今後さまざまな仕事の段階で現場への直行直帰とか、例えば清川村がよろしいですかね、清川村の方が処分場用地へ直行して直帰する、自宅へ帰るみたいなこと、そんな場合もこの規定によると日当が支払われるわけですね。いずれにしても、ここで管理者の皆さん、事務局のご苦勞があっても、土俵は1市1町1村、厚木市、愛川町、清川村、この中で働いていただくのに日当を出すというのはいかなものだろうかということがありますね。

もっと具体的な話をすれば、もう1つ具体的な話をすれば、例えば副管理者の方がきょう出席してござっております。副管理者の方は事務局へ通常常勤されませんと思います。そうした場合に、例えば愛川の町長さんであれば、この一部事務組合の要件で愛川町内へ出かけた場合、清川村村長さんが清川村へ役所から一部事務組合の要件で出かけたときには日当が支払われるということになりますけれども、その辺はいかなんでしょうか。

加藤秀夫事務局長 まず、職員派遣に関する問題でございますので経過等から説明させていただきます。3構成市町村の人事課長係長会議というのがございまして、これにおい

て職員の勤務時間及び旅費については協議をされました。そして事務所が厚木市内に事務所ということなんで、厚木市の基準を採用することでまず合意を得ております。それで管理者と構成市町村との間で職員の派遣に関する協定書というものが締結されております。

それで、その主な内容につきましては、派遣の期間でございますとか職員の給与、それから分限、懲戒、それに旅費、あるいは休日、勤務時間、休暇等15項目あるんですけれども、これらに基づいて派遣協定を締結いたしましたして、休日と、それから勤務時間、休暇及び旅費に関しましては組合の条例で対応ということで決定いたしましたので、この条例を制定したということでございます。

以上です。

3番 関戸順一議員 ですから、これを提案いただくための経緯経過をご説明いただくとしたんではなくて、私が先ほど2つの例を示しましたけれども、そういうことが起こりますよねというふうに、私が勝手に申し上げたことですから、いかがですかというふうにお聞きしたんですが。

加藤秀夫事務局長 原則的には現場へ行ってそのまま直帰というのは組合としては認めておりません。

以上です。

3番 関戸順一議員 わかりました。これで最後にしておきますが、これは多分、市町村民的にも納得しがたいと思うんです。もう1つは、愛川町さんとか清川村さんにはこのような規定はないんだそうですね。例えば愛川町の職員の方が厚木市へ来てても日当が払われるなんていうことはない。厚木市だけがなぜか愛川町や清川村に行ったら日当が払われる。これはそう遠くない将来に、やはり検討いただきたいというふうに思いますね。

先ほど私が言った直行直帰はないとおっしゃったんですけれども、これは仕事の進捗状況とか、例えば清川村から派遣していただいている職員の方に清川村の最終処分用地へ行ってくださいというのを、今みたいに局長がそういうふうに使われますと、朝一番で行っ

てくださいと言ってもまず厚木の事務局に来てから清川へ行ってくださいという話になっちゃいますよね。だから先ほど申し上げたときは支払われてしまうわけですよ。まずそれをお認めいただいて、今後検討していただければと思いますけれどもね。

加藤秀夫事務局長 私が申ししたのは直行してそのまま帰るという意味を言ったんでありまして、直行、あるいはこちらへ来てから清川へ行って直帰ということはありません。

それと構成市町村も今日当等の見直しを行っているようですので、それに見習って、うちの方も見直しは行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

久崎教生議長 川瀬議員。

12番 川瀬正行議員 1点だけちょっと確認させていただきたいんですけれども、議案第1号の第2条の2項なんですけれども、条例の文面でいきますと「条例の公布は、別表に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。」とありますけれども、これは別表の方を見ていただきますと、厚木市の市役所、それから愛川町の役場、清川村の役場と、この3点になっておりますけれども、ほかにはないんでしょうか。それだけ先にちょっとお願いします。

小野澤正巳事務局次長 この公示場所につきましては、本来は組合の事務所の方でつくれば一番よろしいのかと思うんですが、それぞれ構成市町村の皆さんにも知っていただきたいということがありますから、広く周知を図るためには3市町村の掲示場所をお借りするといいますか、そういう場所でやりたいということで3カ所に決めさせていただきました。

12番 川瀬正行議員 この広域というか一部事務組合で、1市1町1村ですか、いろいろこれから始まるわけなんですけれども、こういった中で役所だけに公示して住民の皆さんに広報し切れるのかどうかちょっと心配なんですけれども、中では清川村なんかの場合に

は最終処分場も、そういう案も出ているようですけれども、住民たちも非常に関心があるというふうに思っております。そういった中で、現在はいろいろ情報公開時代ですので、インターネットだとか財政事情の公表だとか、そういったもので特に幅広く住民に関心を持っていただくような広報の仕方というのがほかにあるのではないかなというふうに感じるんですけれども、その辺はいかがでしょう。

加藤秀夫事務局長 後で予算の関係でも出てくるかと思えますけれども、組合広報につきましては年3回、新聞折り込みで予定しております。それと各構成市町村の広報紙にも2回を予定しております、あとはホームページを持っていますのでホームページ、以上で広く周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

久崎教生議長 関戸議員。

3番 関戸順一議員 議案第9号は職員の給与に関する条例ですけれども、このうち通勤手当もここに入るのでしょうか。

加藤秀夫事務局長 第3条の「賃金及び諸手当をいう。」という、ここで入ります。

3番 関戸順一議員 厚木市では、もうご案内のとおり、過去職員の方の通勤手当というのを、いろんな種類がありますけれども、お住まいから勤務先までの最短距離の交通機関に換算した1カ月定期を支給になっていたんですが、現実には公共交通機関なんかを使われる方は6カ月定期とか3カ月定期を利用されていると。当然割引があるわけですね。だけれども、その実態がどうであっても1カ月ずつに区切って現金支給されていたというのを近年改めて、鉄道の場合は6カ月ですか、バスなんかは3カ月しかないんで3カ月の定期代の1カ月分を支給するというように改めたわけなんですけれども、この一部事務組合でもそれに準じると思っていてよろしいですか。

加藤秀夫事務局長 先ほども申しましたように、給与に関しましては、それぞれ構成市

町村の給与に関する条例で通勤手当が出ていますので、こちらでの対応ではなく派遣元との対応ということでございます。

3番 関戸順一議員 ちなみに、1市1町1村どのような対応を通勤手当ではされるんですかね。

加藤秀夫事務局長 厚木のことはわかりますけれども、それぞれの構成市町村の関係で……。

久崎教生議長 関戸議員、それは構成市町村の問題ですから、それぞれの担当部局が出てこない、事務局が支給の対象ではないので、ちょっとつかめていないと思っております。

3番 関戸順一議員 ということは、現時点では、厚木市から出向の職員はいいんですけれども、愛川町さん、清川村さんの出向職員の方のこの条例の3条に関してはちょっと説明できないということですね。

加藤秀夫事務局長 こちらについては臨時的任用職員でございますので、派遣職員につきましては、それぞれの派遣元の給与に関する条例ですか、そちらの適用になります。

以上です。

久崎教生議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程7「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」から日程15「議案第9号 専決処分の承認を求めることについて」の9件について承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本9件は承認することに決しました。

久崎教生議長 日程16「議案第10号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第10号の専決処分の承認を求めること

につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、厚木愛甲環境施設組合の設置に伴い、地方自治法第235条第2項の規定に基づき、組合の公金の収納または支払いの事務を取り扱う金融機関を定める必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、同法第179条第1項の規定により、去る4月1日に専決処分したものでございます。同法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程16「議案第10号 専決処分の承認を求めるとについて」は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は承認することに決しました。

久崎教生議長 日程17「議案第11号 専決処分の承認を求めるとについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第11号 専決処分の承認を求めるとにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、厚木愛甲環境施設組合の設置に伴い、平成16年度厚木愛甲環境施設組合予算が議決されるまでの間、暫定予算を定める必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月1日に専決処分いたしましたものでございます。同法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認を賜り

ますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程17「議案第11号 専決処分の承認を求めるとについて」は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は承認することに決しました。

久崎教生議長 日程18「議案第12号 厚木愛甲環境施設組合議会の定例会の回数に関する条例について」から日程27「議案第21号 厚木愛甲環境施設組合財政事情の作成及び公表に関する条例について」の10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第12号から議案第21号までの10件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第12号 厚木愛甲環境施設組合議会の定例会の回数に関する条例につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、定例会の回数を定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案第13号 厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案第14号 厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、同組合設置に伴い、地方公務員災害補償法第69条第1項及び第70条第1項の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めるため、本条例を制定するもので

ございます。

議案第15号 厚木愛甲環境施設組合実費弁償条例につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第207条の規定に基づき、実費の弁償について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案第16号 厚木愛甲環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議決に付すべき契約及び財産の取得または処分について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案第17号 厚木愛甲環境施設組合行政手続条例につきましては、同組合の設置に伴い、行政手続法第38条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続について共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、本条例を制定するものでございます。

議案第18号 厚木愛甲環境施設組合情報公開条例につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治の本旨にのっとり、住民の理解と参加のもとに公正で開かれた組合運営を推進するため、本条例を制定するものでございます。

議案第19号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例につきましては、同組合の設置に伴い、組合が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害を未然に防止し、住民の基本的な人権を擁護するため、本条例を制定するものでございます。

議案第20号 厚木愛甲環境施設組合監査委員条例につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案第21号 厚木愛甲環境施設組合財政事情の作成及び公表に関する条例につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第243

条の3第1項の規定に基づき、財政状況の公表について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上10議案につきましては、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 一括質疑に入ります。質問の際は議案番号をお示しく下さい。前田議員。

7番 前田多賀子議員 1点確認させてください。議案第16号ですけれども、議決に付すべき契約及び財産の取得に関してですが、これは契約に関して予定価格の1億5000万円、そして財産の取得は予算2000万円以上になっておりますが、これ以下に関する契約における情報についての提供方法はどのように考えていますでしょうか。

小野澤正巳事務局次長 取得の情報ということで、例えば用地の取得の情報とか、そういう部分でしょうか。

7番 前田多賀子議員 そうではなくて、これは契約に関わるときに議決に付すべきということですよ。これ以下の契約ということも多々あり得ると思うんですけれども、そのことについての情報提供。

小野澤正巳事務局次長 その部分につきましては当然この議会にはかからない部分でございまして、内部決裁等を受けてやっていく部分だというふうに考えますけれども、その情報をどういうふうに公開するかというお話でよろしいのでしょうか。

それはやはり財政事情の状況の報告とか、そういう中でも報告ができるでしょうし、また決算の中でも報告できるでしょうしというふうには考えてございます。個々に1個1個報告するという事は現在考えてございません。

久崎教生議長 川瀬議員。

12番 川瀬正行議員 前田議員さんとちょっと関連するんですけれども、私も聞こうと思ったんですけれども、今の件で予定価格1億5000万円、これは工事と製造の請負と書いてありますね。うちの方の清川の場合には5000万円以上になっているんですよ、議会

にかけるということは、愛川町さんの方に聞いたら愛川町さんも5000万円以上ということらしいんですけども、これからいろいろ大きな費用が出てくると思うんですね。その場合、できれば議会にかけた方がいいんじゃないかと思うんですけども、これは地方自治法の中で財政事情で大きいところは1億5000万円以上というふうに決まっているのかどうか、ちょっとわからないんですけども、その辺をちょっと説明していただけますか。あと1億5000万円にした経緯ですね。よろしくお願ひします。

小野澤正巳事務局次長 地方自治法の中で決まっているかというお話ですが、これは決まっていないうふうに思います。たまたま厚木市の条例が1億5000万円以上。今議員さんがおっしゃいましたとおり、愛川町さんと清川村さんは5000万円以上。こういう形で違いがございましたので、当然それについては市町村間で協議のときに、今後設定をどうするかというお話を文書法制等も含めてやってまいりました。そういう中で一応厚木市の条例に準じてやっていこうという3市町村からの合意は得て、こういう形で制定をさせていただいたものでございます。

久崎教生議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程18「議案第12号 厚木愛甲環境施設組合議会の定例会の回数に関する条例について」から日程27「議案第21号 厚木愛甲環境施設組合財政事情の作成及び公表に関する条例について」の10件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本10件は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 開議

久崎教生議長 再開いたします。

日程28「議案第22号 平成16年度厚木愛甲環境施設組合予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第22号 平成16年度厚木愛甲環境施設組合予算につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、組合を構成いたしております厚木市、愛川町及び清川村の3市町村で協議し調整したものでございます。

今年度予算につきましては、施設建設に向けた調査費用及び人件費等経常的経費の必要見込額を措置したものでございます。この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3546万2000円となりました。

なお、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は平成16年度から平成19年度までのコピー機借上料で、限度額は248万8000円といたしました。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。井上議員。

8番 井上博明議員 それでは歳出の関係で、先ほど触れられました広報事業、そしてあと調査費の関係で、先般も5本の調査をするということですけども、改めてこの調査の目的と、あと調査の発注の仕方について説明を願いたいと思います。

加藤秀夫事務局次長 それでは初めに委託の内容から説明をさせていただきます。5つの事業を組ませていただきました。まず1点目ですけども、ごみ処理施設建設用地検討資料作成業務委託ということで600万円計上させていただきます。これにつきましては厚木と清川の候補地がそれぞれ抽出されましたら、組合の予算で絞り込みをするための調査を行うものでございます。なお、委託先につきましてはこれから決まってからの入札になりますけれども、廃棄物のコンサルタントというふうになるかと思ひます。

それから2つ目としましては、PFI手法導入可能性検討調査委託ということで472万5000円を計上させていただいております。これにつきましても、中間処理施設あるいは最終処分場の設計、建設、運営、維持管理、それから資金調達、サービス提供等、民間にゆだねることができるかどうかという調査を行うものでございます。

それから3つ目としましては、廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画策定に伴う基礎調査ということで770万円計上させていただいております。これにつきましては、構成市町村それぞれ、今家庭とかで出ているごみにばらつきがございますので、まず組成分析を行いまして、これから新たに建設いたします工場に向けての基礎資料として活用していきたいというふうに考えております。

それから4つ目、5つ目はちょっと一括でさせていただきますけれども、厚木と清川に場所がもし決まりましたら、環境影響評価という関係でアセスの関係でございます。実施計画策定等に伴う予算でございます、片方が984万9000円、それからもう片方が1021万6500円を予定しております。これにつきましてはアセスの関係ですので、法に基づき、あるいは条例に基づいてやらなければならないという事業でございます。

それとあと広報事業費につきましては、委託料で443万3000円、あとは需用費、役務費の関係でございますが、先ほど申しましたように、組合広報を新聞折り込みいたしますので、主にその費用でございます。

以上です。

8番 井上博明議員 わかりました。

それと今、平成24年稼働ですから、建設の期間を含めると、焼却する場所の確保、また最終処分場の確保等が早期に求められているのかなというふうに思うんですけれども、それぞれ厚木市、清川村さんでどのような進めを現時点でされているのか、ちょっとお願いできれば。それは本町にとってはごみの収集、また搬送をするわけですが、極力近い方がというのが愛川の希望でございます。

から、その辺、現状についてご報告していただければと思います。

久崎教生議長 井上議員、それはそれぞれの市と村にかかわることで、今組合でそれを決定する議題ではございませんので、ちょっと質問を控えていただきたいというふうに思います。

森屋議員。

1番 森屋駿義議員 最初ですからあえて伺っておきます。歳入でそれぞれ3自治体で負担金を出しておりますが、関係住民の方にもよくご理解いただくために、この割合をどういう割合で負担をしているというふうに、事務費だとか建設費だとかというふうな3項目に分かれてそれぞれ出していますけれども、最初ですからあえてこのところを明確にご説明をいただきたいと思います。

加藤秀夫事務局長 まず1つ目の人件費負担金でございます。これにつきましてはそれぞれ派遣元の負担金でございますので、厚木は今4名、愛川が2名、清川1名ということで、それぞれの特性に応じた金額でございます。

それから2つ目の一般事務費負担金、それから次の施設建設費負担金、これにつきましては前々年のごみ量ということで合意が締結されております。厚木につきましては85.35%、愛川町につきましては13.8%、清川村につきましては0.85%でそれぞれ2番目、3番目の予算を組む。

以上です。

久崎教生議長 前田議員。

7番 前田多賀子議員 今の負担金のご説明の中で前々年度のごみ量の割合というお話がありましたが、これはごみ総量でしょうか、それとも焼却しているごみの排出量でしょうか。

小野澤正巳事務局次長 このごみ量割合につきましては資源物は除いてございます。可燃ごみと不燃ごみ、粗大ごみ、いわゆる環境センターに持ち込まれるごみといいましょうか、これを基本にそれぞれの市町村の割合を出してございます。

7番 前田多賀子議員 そうしますと厚木の場合ですと事業者の持ち込みのごみもありますが、それも含まれていると考えてよろしいでしょうか。

小野澤正巳事務局次長 それも含まれてまいります。

久崎教生議長 関戸議員。

3番 関戸順一議員 先ほど井上議員のお聞きになられました調査事業費ですけれども、さらにちょっと詳しくお聞きしたいんですが、アセス関係の調査費用はともかく、そうではない用地の検討だとか事務計画策定だとかというのは、これは今年度予算ですから年度内に執行される予算と理解しますが、PFIの調査が完了するかでないと、逆でもいいですね、同時進行というのは非常に...。例えばPFIといっても、私自身、非常に興味がありますけれども、どういう方式があるのか、するのか、もうさまざまな方式がありますね。その中のどれをとるかによって用地の検討も環境調査も変わってくるでしょうし、また逆に用地が早々決定したり、その環境調査が早々進んだ場合は、PFIもおおのずと幾つか、さまざまあるとはいえ門が狭まりますね。その辺、どういうふうにお考えなのか。それが1点目。

2点目は、調査予算としては500万弱になんなんとするPFIの予算ですけれども、結構高額だな、かなり突っ込んだ調査ができるなど理解しますが、具体的にコンサルへ発注のようすけれども、コンサルに発注するに当たって、もういろんな形態があるPFIの中で、何ができますかなんて、そんな発注の仕方はしませんよね。厚木市のさまざまな条件とかをつけて発注しますね。その辺、どうお考えになられるんですか。その2点を教えてください。

小野澤正巳事務局次長 まず第1点目のPFIの可能性調査と他の用地の検討ですが、こういう事業とのかかわりという部分ですが、基本的には用地の取得は直営方式でやっていきたいと、こういうふうを考えます。ただ、施設の整備については民設になるのか公

設になるのか、この辺はやはり調査を待たなきゃいけない部分があると思います。あと運営についても民設民営方式でいくのか公設公営方式でいくのか。今主なものはそういうものがありますし、そのほかにPFIの場合は、例えば設計なんか、要するに施設整備の設計、こういうものも民間がみんなやる、こういう部分もあるようでございますので。ですから当然その部分は並行してやっていかなければいけないのかなというふうには考えてございます。

まず可能性があるのかどうかを見なきゃいけない。と同時に、例えば可能性がなくてもその施設は建てていかなければなりませんから、用地の選定も進めていかなければいけない。こういう部分はあるかというふうを考えてございます。

あと、PFI事業の部分でございますが、まずPFI可能性調査、これは多くの自治体で既にやっていらっしゃるしまして、ホームページ等でかなり多くの公表がされていますので、そういうものを見てみますと、何点かに分けられているようでございます。まず1点目としては、PFI事業をやるに当たっては、いわゆる民間の業者というんでしょうか、民間業者が参加する可能性があるのかどうか、こういう部分が1つある。それといわゆる資金元になります金融機関、こういうものが参画することができるのかどうか、こういうものが1つの調査の目的になってくるのもございます。それから事業の採算性と費用対効果、こういう部分も分析していかなければいけない。あと一番大きいのがリスクでございまして、リスク配分をどうするのかという部分もありますし、これは行政側から見た考え方もあるでしょうし、住民側から見た考え方もあるように思います。それと公共サービスの水準を今の水準を維持できるかできないか、こういう部分も調査をしなければいけない。こういうことで、かなり細かい調査をやらないとわからないというふうに感じております。

3番 関戸順一議員 用地に関しては、民

間に任せないで直接というのは理解しました。

P F Iですけれども、今のご説明ですと、形態はともかく、これに応じてくる民間事業者がいるかいないか、あるいは民間でなくても準公的な機関も含めているかいないかというのは、普通はプロポーズさせるのが常で、予算を使ってという意味が余り理解できないんですね。だからP F Iといってもいろんな形態がありますけれども、そこまでおっしゃるといことはもうあらあら、土地はこちらで用意するというのはお聞きしましたけれども、それ以外にももう幾つかのことを決められているわけですね。その辺をお知らせいたしたいのと、そのことは中間処分場や最終処分場両方のことなのかどうなのか、それだけ確認させてください。

小野澤正巳事務局次長 決してまだあらあらであっても決めていくわけではございません。1つの考え方として今P F Iを1つの選択肢として考えていく中でこういう調査をやっていきたいという考え方でございます。

今中間処理と最終処分場一緒という考え方は、私どもも持っております。できれば中間処理と最終処分場を一括でP F I方式が可能であればやりたいというふうな思いはあります。これは決めたわけではございません。そういう考え方もあるという……。

久崎教生議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程28「議案第22号 平成16年度厚木愛甲環境施設組合予算」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

久崎教生議長 日程29「議案第23号 監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第23号 監査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、厚木愛甲環境施設組合の設置に伴い、学識経験の監査委員として、行政運営等に関しすぐれた識見をお持ちの佐々木力夫氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び厚木愛甲環境施設組合規約第11条第2項の規定により議会の同意を求めます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程29「議案第23号 監査委員の選任について」は同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は同意することに決しました。

久崎教生議長 日程30「議案第24号 監査委員の選任について」を議題といたします。

この際、大矢篤治議員を除却いたします。

(大矢篤治議員退席)

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第24号 監査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、厚木愛甲環境施設組合の設置に伴い、議会選出の監査委員として、議員として豊富な知識と経験をお持ちの大矢篤治氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び厚木愛甲環境施設組合規約第11条第2項の規定により議会の同意を求めます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論

を終結いたします。

採決いたします。日程30「議案第24号 監査委員の選任について」は同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は同意することに決しました。

大矢篤治議員の除斥を解きます。

(大矢篤治議員復席)

ただいま監査委員選任の同意がありました大矢篤治議員からごあいさつがございます。

大矢篤治新監査委員 ただいま議員の皆様方のご推薦、そしてご賛同をいただきまして監査委員に選任をいただきました大矢篤治でございます。地方自治におきます監査の必要性と重要性を深く認識し、甚だ微力ではございますが、誠実に、かつ公正な立場から職務を全ういたす所存であります。何とぞよろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、就任のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い致します。

久崎教生議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成16年厚木愛甲環境施設組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

午前11時28分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨時議長	水	越	恵	一
議長	久	崎	教	生
署名	森	屋	騏	義
同	関	戸	順	一